『高齢者福祉利用券』・『障がい者福祉利用券』等の配布について（お知らせ）　～滑川市在住の方へ～

令和６年度分（利用期間：令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで）を配布します。希望される方は、下記の日程によりお住まいの地区公民館などで受け取ることができます。
なお、３月 18 日（月）以降は、福祉課窓口（市役所西館１階）で随時配布します。

	券名	対象者	概要
①	高齢者福祉利用券	「昭和 29 年 12 月 31 日以前生まれ」の在宅の方で、かつ下記の②『障がい者福祉利用券』の対象者に該当しない方	市内銭湯：無料 ※以下の施設では個人負担が必要 ・交流プラザ「あいらぶ湯」 ・みのわ温泉
②	障がい者福祉利用券	A)「身体障害者手帳の１級～4級」をお持ちの方 B)「療育手帳」をお持ちの方 C)「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方	①と同様 市内理・美容店で１枚 400 円としてもご利用できます。 ③の交付対象の方はタクシー券（8枚）と選択可
③	障がい者福祉タクシー料金助成利用券	A)「身体障害者手帳の１級・2 級」または「肢体不自由・視覚障がいの３級」をお持ちの方 B)「療育手帳の A」をお持ちの方 C)「精神障害者保健福祉手帳の１級」をお持ちの方	タクシー利用の際の料金の一部を助成 （級により枚数は異なります）
④	高齢者・障がい者のるmycar無料乗車券	高齢者 上記①『高齢者福祉利用券』の対象となる方は、①の代わりに選択することができます。 障がい者 「身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方で、上記③『障がい者福祉タクシー料金助成利用券』の対象とならない方	高齢者 本人が1回乗車する際に1枚利用可能 障がい者 本人及び付添いの方（1名）が1回乗車する際に各々1枚利用可能

【持ってくるもの】
本人、代理人の身分がわかるもの（保険証、免許証、障害者手帳など）
※代理の方が受け取る場合は、対象者の方の親族、地区民生委員に限ります。

地区名	配布場所	月日	時間
早月加積地区	早月加積地区公民館	3月 11 日（月）	9:30～11:30
東加積地区	東加積地区公民館	3月 11 日（月）	13:30～15:30
浜加積地区	浜加積地区公民館	3月 12 日（火）	9:30～11:30
山加積地区	山加積地区公民館	3月 12 日（火）	13:30～15:30
滑川東地区	市役所東別館小会議室	3月 13 日（水）	9:30～11:30
西加積地区	西加積地区公民館	3月 13 日（水）	13:30～15:30
滑川西地区	滑川西地区公民館	3月 14 日（木）	9:30～11:30
北加積地区	北加積地区公民館	3月 14 日（木）	13:30～15:30
中加積地区	中加積地区公民館	3月 15 日（金）	13:30～15:30

【問合せ先】　福祉課（市役所西館1階）
高齢福祉係　☎475-1426（高齢者）、社会福祉係　☎475-1377（障がい者）